

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		社会福祉法人定款の変更認可
根拠法令及び条項		社会福祉法第45条の36第2項
標準 処理 期間	根拠条項	
	設定等年月日	平成25年6月1日
	標準処理期間	1か月以内
審査 基準	根拠条項	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知） 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年6月1日
	<p>【基準】</p> <p>1 社会福祉法人の定款において、次の事項に関する変更については、定款変更認可申請手続を行う。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) 社会福祉事業の種類</p> <p>(4) 評議員及び評議員会に関する事項</p> <p>(5) 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項</p> <p>(6) 理事会に関する事項</p> <p>(7) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項</p> <p>(8) 資産（基本財産の増加以外）に関する事項</p> <p>(9) 会計に関する事項</p> <p>(10) 公益事業を行う場合には、その種類</p> <p>(11) 収益事業を行う場合には、その種類</p> <p>(12) 解散に関する事項</p> <p>(13) 定款の変更に関する事項</p> <p>2 根拠条項の欄に掲げる通知を基準とし、次の書類を添付する。</p> <p>(1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類（理事会、評議員会の議事録の写し）</p> <p>(2) 変更前及び変更後の定款</p>	

新たな事業の開始に係る変更の場合

- (3) 当該事業の用に供する財産（建物等）及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類（財産目録、登記事項証明書等）
- (4) 当該事業を行うために財産目録に記載された不動産以外の財産の使用を予定しているときは、その使用の権原の所属を明らかにすることができる書類（使用貸借契約書、登記事項証明書等）
- (5) 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度の事業計画書、収支予算書
- (6) 当該事業を行うために新たな建物を建築する必要がある場合には、その財源を証する書類（資金計画書、補助金等交付決定（内定）書等の写し、（独）福祉医療機構からの貸付決定（内定）通知の写し等）
- (7) 当該事業が自治体等の委託事業、指定管理事業である場合には、委託契約書（案）、委託業務仕様書、実施要綱、指定管理協定書（案）等

事業の廃止に係る場合

- (8) 当該事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類、事業廃止届（写し）